

釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成25年
8月

「心と体の健康なくして安全なし！」健康対策も忘れずに！

1 適正な労務管理をお願いいたします！

労働契約の締結にあたり「労働条件通知書」を交付していますか？ 就業規則の周知は確実にこなっていますか？ 36協定の届出・周知などは適正に行なっていますか？

賃金、労働時間、長時間労働（過重労働）、解雇・退職などの労務に関する問題が依然として目立っております。労使トラブルのため本来業務が滞ってしまうと、生産性や士気の低下を招きます。良好な職場環境を維持するためにも、適正な労務管理をお願いいたします。

2 熱中症対策を忘れずにお願いいたします！

長い梅雨となり肌寒い日が続いております。8月は熱中症の危険度が最も高い季節となります。暑さに体が慣れていないので、今後の熱中症対策を確実に取っていただくようお願いいたします。日頃の体調管理、食事、睡眠、飲酒、高血圧や糖尿病などの持病には注意が必要です。

WBGT計の備え付け、気象庁の過去の気象データの活用、環境省の熱中症予防情報サイト <http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/> を活用し各地点における暑さ指数の予報値、速報値を把握する方法も有効です。



3 「パワハラ」の防止対策にも取り組みましょう！

パワーハラスメントによるメンタル不調、労使トラブル等が目立っております。

管理職・上司からの執拗なイジメ・嫌がらせ、机を叩いたり大声で怒鳴りつけるなどの威嚇行為、度を過ぎた不適切な指導教育、人格否定など言葉の暴力、etc……学校ばかりではなく、職場のイジメ・嫌がらせは社会的問題となっております。企業には、良好な職場環境を維持する義務があります。また「配慮義務」が求められております。大変重要な労務管理の問題であり、メンタルヘルス対策でもありますので、社内研修会を計画的に実施するなど、組織的な取り組みで「パワハラ」を撲滅しましょう！

（怒鳴り散らしても業務効率は改善しません。管理職の方々には言動にくれぐれもご留意を！）

4 労働安全衛生法が改正、施行されます！

食品加工用機械である「切断機・切削機」「粉砕機・混合機」「ロール機」「成形機・圧縮機」等に係る手指等の切断・切創、挟まれ・巻込まれ災害によって重い後遺障害を残す労働災害を防止するため、回転部のカバーの取付け、刃部の覆い・囲いを設ける等の措置が義務付けとなります。また、インターロック機能を有する構造とすること等が求められます。（本年10月1日から施行）

パンフレット等は厚生労働省のホームページをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/130606.html>

5 労働災害発生状況

[平成25年分 平成25年7月26日現在]

休業4日以上労働災害 43件 [平成24年7月末 59件]

うち 復旧・復興工事にかかる災害 5件

死亡 0件

釜石監督署管内の事業場ではフォークリフトの後進時に労働者を轢いてしまった災害が発生しています。県内でも重機の後進時に轢かれた労働者の死亡労働災害が発生しています。使用している機械の危険性を十分認識し、重機の作業計画の順守状況の確認をお願いいたします。作業計画は作成ではなく、計画に基づき安全な作業が実施されているかの確認が重要です。